

## 社会福祉法人ほほえみ福祉会 評議員・理事の報酬及び費用弁償に関する基準

(趣 旨)

第1条 この基準は社会福祉法人ほほえみ福祉会評議員・理事に対して支給する報酬及び費用弁償の額、並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 評議員及び理事の報酬については、毎年度予算の範囲内において支給額を決定する。

(費用弁償)

第3条 評議員及び理事が職務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(準 用)

第4条 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、社会福祉法人ほほえみ福祉会旅費規程による。

(附 則)

この規程は、平成15年4月1日から、施行する